

【事例2】 特定口座を利用していないケース

私は、令和5年中に次の上場株式（C不動産）2,000株の売却（Q証券本店への売委託）と公募公社債（D銀行）の償還（R証券本店が交付）がありました（特定口座は利用していません）。
 なお、上場株式（C不動産）の売却の際の委託手数料は16,500円です。

銘柄	購入日	取得株数 (額面金額)	購入金額	売渡日(償還日)	売却金額 (償還金額)
C不動産(上場株式)	平成30年1月5日	1,000株	650,000円	令和5年9月1日	1,400,000円
	平成30年2月9日	2,000株	850,000円		
D銀行(公募公社債)	平成30年5月11日	1,000,000円	800,000円	令和5年5月12日	1,000,000円

また、この他に次の非上場株式（E興産）を売却しました。

銘柄	購入日	株数	購入金額	売渡日	売却金額
E興産(非上場株式)	平成17年1月14日	500株	197,500円	令和5年6月2日	350,000円

私は、これらの収入以外に給与（収入金額1,180万円）があり、給与については、年末調整で「配偶者控除」の適用を受けています。

国税庁ホームページで申告書等を作成すると税額などが自動計算され便利です。この事例についての具体的な入力例はご利用ガイドの入力例に掲載しています(詳しくは3ページ参照)。

1 「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」は、②面を書いた後に①面を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合（償還などの場合を含みます。以下同じです。）には「上場株式等」に、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」に、右のように②面から転記してください。

※ 上場株式等の相対取引など（52ページの2の（注2）参照）がある場合の記載方法については、①面の（注）をご覧ください。

譲渡による収入金額を右のように②面から転記してください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いた金額を右のように②面から転記してください。

なお、取得費についての詳細は、49ページから50ページの説明をご覧ください。

売却に際して金融商品取引業者等に支払った委託手数料を右のように②面から転記してください。

1面

令和5年分

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

住所 (前住所) B市××町1-23-9

フリガナ氏名 コクセイ イチロウ

電話番号 (連絡先) 000-XXXX-XXXX

職業 会社員

関与税理士名 (電話)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額 ①	350,000円	2,400,000円
その他の収入 ②		
小計 (①+②) ③	350,000	2,400,000
取得費(取得価額) ④	197,500	1,800,000
譲渡のための委託手数料 ⑤		16,500
小計 (④から⑥までの計) ⑦	197,500	1,816,500
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額(※1) ⑧		
差引金額 (③-⑦-⑧) ⑨	152,500	583,500
特定投資株式の取得に要した金額等の控除(※2) ⑩		
所得金額 (⑨-⑩) ⑪	152,500	583,500
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額(※3) ⑫		
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬	152,500	583,500

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑩までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書き(内書)により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合には、申告書第三表の⑪欄に0を記載します。

※1 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※2 ⑩欄の金額は、「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額等の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※3 ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※4 ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。

特別適用条文 借法 条の 借法 条の

【事例2】の解説

- あなたが取引されたもののうち、C不動産の株式とD銀行の社債は、「上場株式等」に該当します。また、上場していないE興産の株式については、「一般株式等」に該当します。これらの株式の売却と社債の償還による譲渡所得等の金額は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」で計算し、次のとおりとなります。

	収入金額	必要経費等	差引金額
(一般株式等)	350,000円	- 197,500円	= 152,500円
(上場株式等)	2,400,000円	- 1,816,500円	= 583,500円

- 「上場株式等」の必要経費等のうち、取得費の計算については、下の説明をご覧ください。
- また、株式の売却などにより合計所得金額（16ページ参照）が1,000万円を超える場合には、「配偶者（特別）控除」の適用を受けることはできません（配偶者（特別）控除は、申告される方及び配偶者の合計所得金額に応じて適用される金額が異なります。詳しくは、18ページをご確認ください）。したがって、この事例では、給与について年末調整で適用を受けている「配偶者控除」の適用をしないで納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算をする必要があります。なお、納める税金（所得税及び復興特別所得税）の計算は、「申告書第一表、第二表」及び「申告書第三表（分離課税用）」で行いますので、16ページ以降の記載例の手順に沿って作成してください。この事例の納める税金（所得税及び復興特別所得税）の額は、143,000円となります。

2面(計算明細書)

2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額

区分	譲渡年月日(償還日)	譲渡した株式等の銘柄	数量	譲渡先(金融商品取引業者等の名称・所在地等)	譲渡による収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための委託手数料	取得年月日
一般株式等 上場株式等	5-9-1	C不動産	2,000	Q証券本店	1,400,000	1,000,000	16,500	30-2-9
一般株式等 上場株式等	5-5-12	第5回D銀行債	1,000,000	R証券本店	1,000,000	800,000		30-5-11
一般株式等 上場株式等	5-6-2	E興産	500	B市〇〇町4-6-5 仙台太郎	350,000	197,500		17-1-14
合計					2,400,000	1,800,000	16,500	

譲渡先の名称・所在地等を書いてください(名称・法人番号の記載でも差し支えありません)。金融商品取引業者等を通じて売却等をしている場合には、金融商品取引業者(支店等)名を書いてください。

上場株式等をお売りになった場合には「上場株式等」として、それ以外の株式等（一般株式等）をお売りになった場合には「一般株式等」として書いてください。

売却時の取引報告書などに記載されている受渡日(又は約定日)、償還日を書いてください。

購入時の売買契約書や取引報告書などに基づいて書いてください。

参考) 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

➤ 売却した同一銘柄の株式等を2回以上にわたって購入している場合、取得費の計算に当たっては、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します(50ページ参照)。

この事例の場合、C不動産の株式については2回にわたって購入しているため、取得費の計算に当たっては、次のとおり総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します。

C不動産の株式の取得費の具体的な計算は次のとおりとなります。

$$\frac{650,000円 + 850,000円}{1,000株 + 2,000株} = 500円 (1株当たりの金額)$$

$$500円 \times 2,000株 = 1,000,000円 (取得費)$$

一般株式等については、銘柄ごとに書いてください。

また、上場株式等については、金融商品取引業者等ごとにまとめて、区分・数量・金融商品取引業者名・収入金額・取得費・譲渡のための委託手数料を書いてください。

なお、記入欄が足りない場合には、適宜の用紙に記入して差し支えありません。

購入時の取引報告書などに記載されている受渡日(又は約定日)を書いてください。同一銘柄の株式等を2回以上にわたって取得している場合には、()内に最も新しい取得年月日を書いてください。